

尚学院国際ビジネスアカデミー学校評価実施規定

学校法人 尚学院

尚学院国際ビジネスアカデミー

令和元年 6 月 21 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校運営全般に係る自己評価を行い、それに基づき学校関係者評価を実施し、それらの結果を公表するという尚学院国際ビジネスアカデミー（以下「本校」という。）学校評価事業について、必要な具体的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第 4 2 条及び学校教育法施行規則第 6 8 条に規定する自己評価、並びに同法第 4 3 条及び同法施行規則第 6 7 条に規定する学校関係者評価をいう。

(事業実施の位置づけ)

第 3 条 本校学校評価事業の実施は、学校法人尚学院事業運営方針中の本校事業計画に位置づけるものとする。

(校内評価委員会の設置)

第 4 条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に校内評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他、自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第 6 条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 学院長
- (2) 学院長補佐
- (3) 副学院長
- (4) 事務局長
- (5) 部門長
- (6) 各学科長及び各コース長、広報主任
- (7) その他学院長及び副学院長が指名する者
 - 2 委員会事務局として教務並びに事務職員を置くものとする。
 - 3 委員の任期はそれぞれの在任期間とする。

(委員会運営)

第7条 委員会の委員長は、部門長をもってあてる。

- 2 委員長は必要に応じ委員会を開催し、これを主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席（委任状提出者を含む。）をもって成立する。
- 4 委員長は必要に応じ委員以外の教職員を出席させることができる。

(自己評価の実施)

第8条 自己評価を実施する時期は毎年度の1月とする。

- 2 自己評価は、部門長の指揮のもと第5条の定めに従って誠実に取り組まなければならない。

(自己評価の活用)

第9条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価の報告)

第10条 部門長は、自己評価結果を本会理事会に報告しなければならない。

(自己評価の公表)

第11条 部門長は、本会理事会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第12条 学院長は、自己評価結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、指導助言を得て、教育活動その他学校運営全般にわたり活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第13条 委員会を構成する委員は、5名以上とし、尚学院国際ビジネスアカデミーの職員以外の者で次に掲げる者のうちから、学院長もしくは担当理事（以下「運営責任者」という。）が委嘱する。

- (1) 本校保護者
- (2) 本校卒業生
- (3) 地域住民
- (4) 地元企業関係者
- (5) 高等学校関係者
- (6) その他教育に関する有識者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(関係者委員会の運営)

第14条 関係者委員会の運営は次のとおりとする。

- (1) 関係者委員会は、運営責任者が招集しその運営にあたる。
- (2) 運営責任者が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (4) 会議は年度内2回(6月頃・2月頃)とする。
- (5) 委員は、年度内1回を限りとして授業や学校行事等の視察を適宜行い、評価や助言に資する機会とする。
- (6) 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校関係者評価の評価結果)

第15条 運営責任者は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第16条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 運営責任者は、学校関係者評価結果を本会理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第18条 運営責任者は、学校関係者評価結果について、本会理事会の承認を受け、公表しなければならない。

(関係者委員の費用弁償等)

第19条 関係者委員会委員の費用弁償等については、本校が定める基準により支払うものとする。

(改廃)

第20条 本規程の改廃は、本校運営委員会の議を経て運営責任者が提案し、本会理事会の承認を得て決定するものとする。

(雑則)

第21条 本規程に定めるもののほか、本校の学校評価事業に関し必要な事項は、原則として本校運営委員会の議を経て運営責任者が別に定めるが、必要に応じて本会理事会に提案し承認を得ることとする。

附則

この規則は、令和元年6月21日から施行する。